

*** 環境クイズ ***

問題1

ドイツのエコマークの名称は？

- ①ブルーエンジェル ②ブルーハーツ ③ファイブスター

問題2

MSDS(*1)の対象となっている化学物質はいくつ？

- ①55物質 ②435物質 ③765物質

問題3

一定規模以上の企業は従業員数の何%の障害者の雇用が義務付けられていますか？

- ①1.8% ②3.5% ③5.5%

問題4

上場企業と従業員500人以上の非上場企業へのアンケート調査で、『環境会計(*2)を導入している』と回答した企業の割合は？

- ①約1割 ②約4分の1 ③約2分の1

問題5

ISO14020は何の規格？

- ①環境アセスメント(*3) ②環境報告(*4) ③環境ラベル

*1:MSDSとはMaterial Safety Data Sheetの略。MSDS制度とは第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びそれらを含有する製品(指定化学物質等)を他の事業者に譲渡・提供する際、その性状及び取り扱いに関する情報を義務付ける制度をいいます。

*2:環境会計とは、企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的(貨幣単位又は物量単位)に測定し伝達する仕組みです。

*** REACH(リーチ)規則 2007年6月1日から施行 ***

REACHとは、その規制の内容を示す“**R**egistration(登録)、**E**valuation(評価)、**A**uthorization(認可) and **R**estriction(制限) of **C**hemicals(化学品)”を略した表現である。

この規制は『欧州新化学品規制(REACH規則)』と呼ばれている。欧州における化学物質の総合的な登録・評価認可・制限の制度です。(注:農薬や医薬品は対象外)

REACH規制の目的

- ①人の健康および環境の保護
- ②EU化学産業界の競争力の維持と強化
- ③EU域内市場分裂の回避
- ④化学品に関する情報のアクセスの改善や意志決定過程の透明性を拡大
- ⑤国際的な取組みとの統合
- ⑥非動物実験の促進
- ⑦WTO(世界貿易機関)の下でのEUの国際的責務との適合

REACH規制の特徴及びポイント

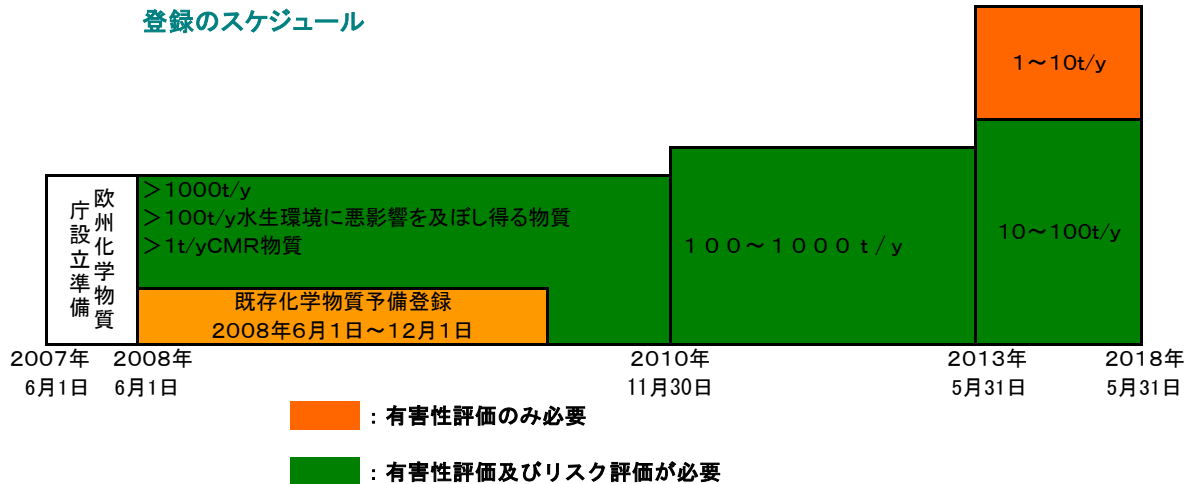
- ◆既存化学物質(注1)と新規化学物質の扱いをほぼ同等に変更
新規化学物質だけでなく、既存化学物質についても、登録(安全性評価の情報等)等の義務を設けた。
- ◆これまでは政府が実施していたリスク評価を、事業者の義務に変更
安全性評価の義務を、規制当局から産業界に移管した。
- ◆サプライチェーン(流通経路)を通じた化学物質の安全性取り扱いに関する情報の共有を双方向で強化
サプライチェーン(流通経路)の上流(川上)と下流(川下)とで情報を共有する。
- ◆成形品(注2)に含まれる化学物質の有無(濃度)や用途についても、情報の把握を要求
川下ユーザー(注3)にも、リスク管理・評価の責任を要求する。
特定の有害性物質は原則として使用禁止(認可されれば使用可能)。
化学物質の製造・輸入者だけでなく、化学物質を含む成形品の製造・輸入者に対しても、含有される化学物質について登録や届出等を義務づけた。

REACH規制の概要

(1) 登録(Registration)

- 年間の製造・輸入量が、事業所当たり1トンを超える全ての化学物質(注4)が対象。(注:新規化学物質が既存化学物質かは問わない)。
- 製造・輸入業者は、登録のため欧州化学物質庁に以下の情報を提出
 - ①技術書類一式(登録者情報、物質の特定、用途、分類・表示、有害性情報、安全な使用に関するガイダンス等)
 - ②年間の製造・輸入量が事業者当たり10トン以上の化学物質については、化学物質安全性報告書(CSR)
(有害性評価、リスク評価)が追加的に必要
- 既存化学物質の登録は、事業者当たりの製造・輸入量の程度に応じて登録時期を設定
- 化学物質のリスク管理・評価の責任と発生するコストは企業側に求められる。

登録のスケジュール



(2) 評価(Evaluation)

- 加盟各国当局は産業界から提出されたデータを評価し、物質ごとの試験プログラムを決定する。
- 化学物質安全性報告書(CSR)の内容を行政庁が評価し、必要に応じ、追加試験の実施又は追加情報を事業者に要求
- 行政庁は、高懸念物質(SVHC)(注5)で曝露があり、事業者当たり年間100トンを超える量が使用される物質から優先的に評価を実施

(3) 認可(Authorization)

- 高懸念物質(SVHC)を使用するには、事業者は、行政庁に申請して許可を得る必要あり
(注:許可の有効期間はケースバイケース)
- 許可を有する事業者及び川下ユーザー(川下使用者)は、上市前にラベル上に認可番号を記載する必要あり

(4) 制限(Restriction)

- 行政庁が実施したリスク評価の結果、リスク軽減措置が必要な場合には、製造、上市、使用を制限
(注:この制度自体は現在の欧州の規制から基本的に変更なし)

(5) サプライチェーンにおける情報伝達

- 化学物質・調剤の供給者は、川下ユーザー(川下使用者)に対し、化学物質・調剤(注6)の情報を伝達する義務あり
危険と分類される場合………安全性データシート(SDS)
PBT物質、vPvB物質………登録番号、認可に関する情報(付与又は拒否など)、制限の詳細、リスク管理対策に必要な情報

(6) 成形品(アークティクル)に含まれる化学物質への対応

<登録>

- 製造事業者(又は輸入事業者)当たり、年間で総量が1トンを超えている化学物質で成形品からの放出が意図されている場合が対象(但し、当該用途が登録済みなら登録不要)
- 行政庁に必要な情報(内容は(1)登録と同じ)を提出

<届出>

- 製造事業者(又は輸入事業者)当たり、年間で総量が1トンを超えている化学物質で、高懸念物質(SVHC)に該当し、成形品中に0.1重量%を超える濃度で含有される場合が対象(但し、当該用途が登録済み、又は未登録であっても曝露の回避が可能ならば届出は不要)
- 行政庁に以下の情報を提出
会社の情報、物質の情報(用途、分類等)、トン数の範囲、成形品の使用目的・用途等

<サプライチェーンにおける情報伝達>

- 高懸念物質(SVHC)が成形品中に0.1重量%を超える濃度で含有される場合には、成形品の供給者は川下ユーザー(川下使用者)に対し、当該成形品を安全に使用できる情報を伝達する義務あり

図1 登録・届出に係る輸入者の義務

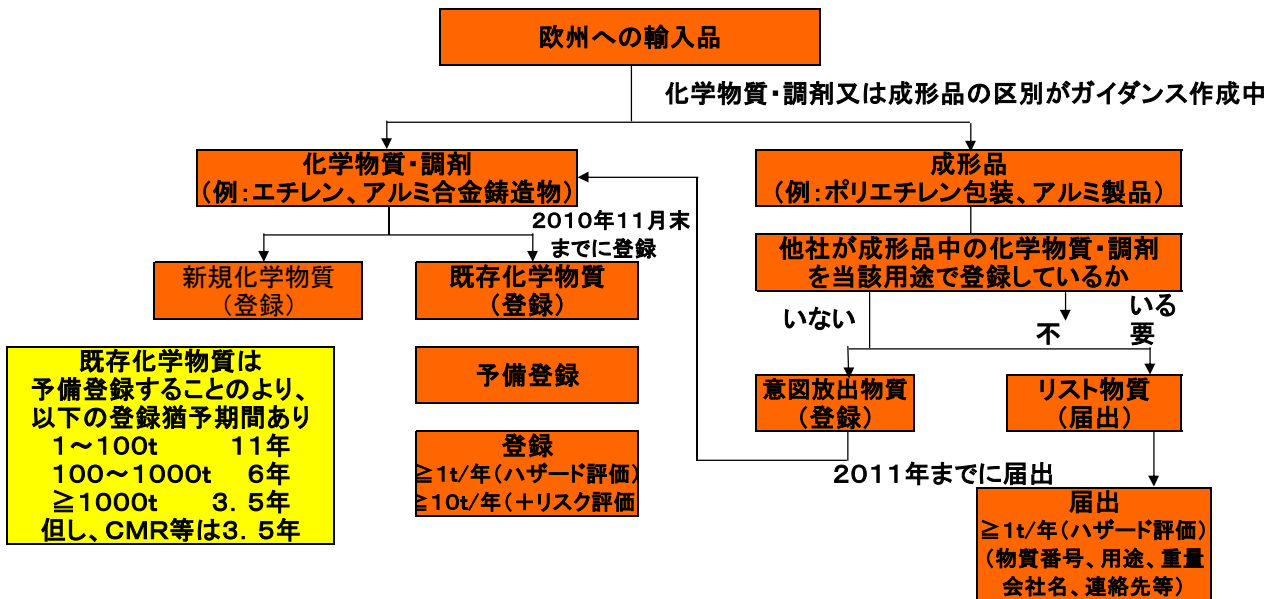


図2 登録・届出に係る輸入者の義務

全ての化学物質

REACH規制対象

REACH適用外

- (別途指令対象)
- ・放射性物質
 - ・税関監督下の場合
 - ・非分離中間体
 - ・危険物質の輸送
 - ・廃棄物
 - ・防衛用の物質
- など

登録対象外

- ・製造、輸入1t/未満
- ・ポリマー など

用途限定での適用除外

- ・人体、獣医学用医薬品用
- ・食品、飼料添加物用
- ・動植物栄養物

登録免除

- ・付属書 ・収載物質
- ・REACHで既登録物質である EU再輸入品、回収品

既登録とみなす物質

- ・植物保護剤、殺生物剤
- ・67・548/EEC届出物質

REACH規制対象

- ・1t/y以上の物質(新規・既存物質ともに)
- ・調剤中の物質
- ・ポリマー中の2%未満構成ポリマー
- ・成形品中の放出意図物質(注6)
- ・モノマー(中間体として扱わず) など

簡易登録対象

単離、輸送中間体

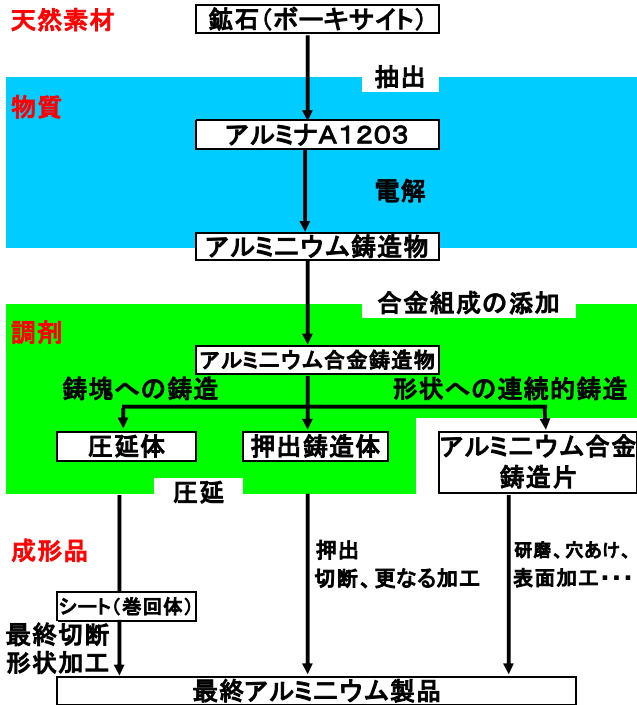
届出対象

研究開発用物質
(5年間登録免除)
成形品中の高懸念物質

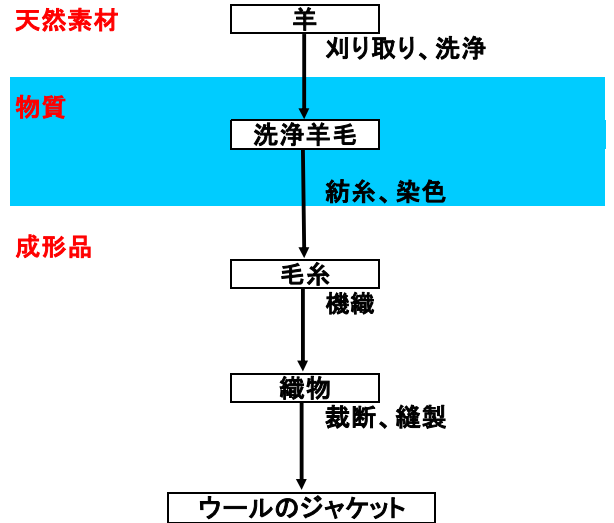
認可対象(登録対象とは別途申請)
CMRなどの高懸念物質

化学物質・調剤と成形品の境界

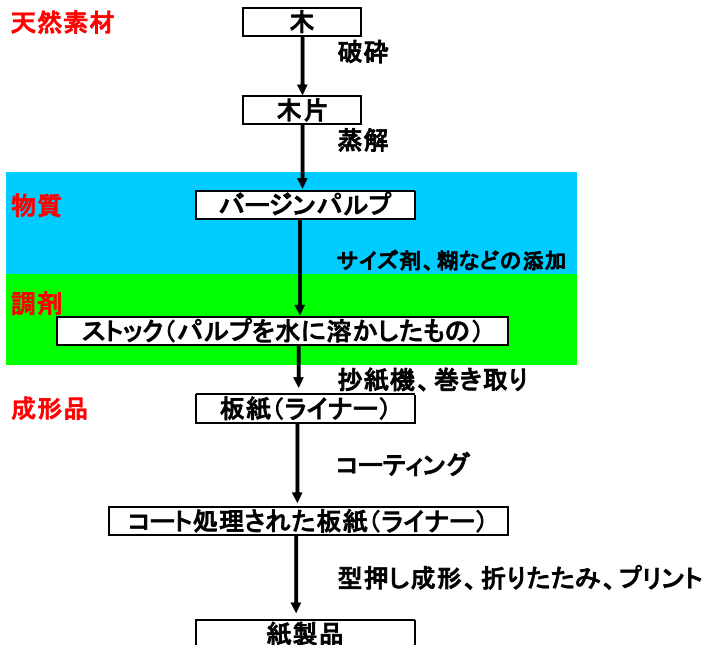
(a) アルミニウム製品



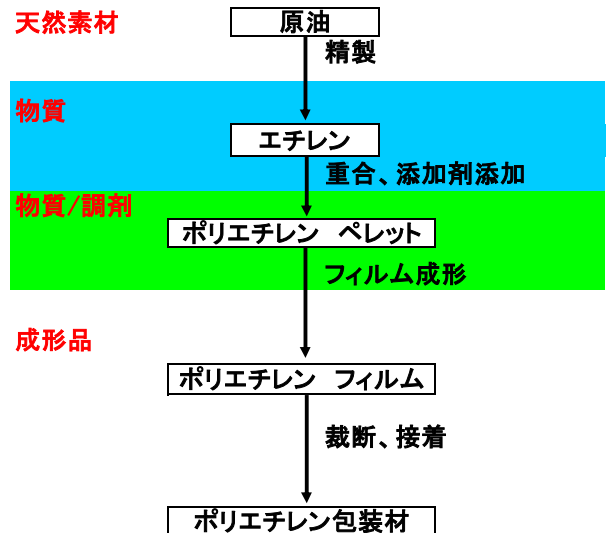
(b) ウール繊維製品



(c) 紙製品



(d) ポリエチレン製包装材



注1) 既存化学物質(Existent chemicals): 通常、化学物質規制が開始された時点で既に市場に流通していた化学物質を指す。

注2) 成形品(Article): その化学組成よりも機能を指向するよう、特定の形状、外面、あるいはデザインを付与されたもの。例: 電子部品、家電製品、自動車

注3) 川下ユーザー(Du, Downstream users): 調剤(例: 塗料)の調合者、他のプロセスにおける化学物質(例: 油や潤滑剤)使用者、加工された成型品(例: 電子部品)の生産者などの化学物質を工業使用するすべての人を指す。

注4) 化学物質(Substance): 自然状態のまま製造工程によって得られる化学元素とその化合物を指し、その安定性を保ち使用工程で生じる不純物を防ぐのに必要な添加物を含む。但し、当該物質の安定性に影響を及ぼさず、またその組成を変えずに分離することのできる溶剤は除かれる。

注5) 高懸念物質(SVHC)の対象は以下のとおりとされています。今後、行政庁において具体的な物質リストが作成される予定です。

- ① 一定程度以上の発ガン性・変異原性・生殖毒性物質(CMR物質)
- ② 残留性、蓄積性、毒性を有する物質(PBT物質)
- ③ 残留性及び蓄積性が極めて高い物質(vPvB物質)
- ④ 上記以外の化学物質で、内分泌かく乱特性を有しており人の健康や環境に深刻な影響がありそうなもの(個別に特定)

注6) 調剤(Preparation): 2つ以上の化学物質からなる混合物または溶液。

注7) 意図放出物質: 2つの事例があります。

- ① 放出が使用に不可欠で、逆に物質の放出が無ければその成形品が十分に機能しない場合(フェルトペンのインク、ガラス用化学雑巾)
- ② 放出が成形品の質や副次的な機能に寄与し、或いは最終的な使用における成形品の機能に直接的に関連しないが新たな価値を与える場合(匂いつき消しゴムの香り成分)

地球上には約10万種の化学物質が存在します。このうちの約3万種の化学物質を対象に安全評価や登録を義務付ける規則がリーチ規則です。年間で1トン以上製造・輸入する化学物質が対象になります。製品に未登録の物質が含まれる場合は、製造・販売が制限される可能性があります。2008年6月1日から登録が開始されます。

* 環境クイズ 答え *

問題1 答え①

解説: ドイツのエコマークは『ブルーエンジェル』。

問題2 答え②

解説: 『第一種指定化学物質』が354物質、『第二種指定化学物質』が81物質、計435物質が指定されている。

問題3 答え①

解説: 『障害者の雇用促進等に関する法律』で従業員数の1.8%以上と決められている。障害者の雇用も企業責任のひとつだ。

問題4 答え②

解説: 環境省の『平成15年度 環境にやさしい企業行動調査』で、上場企業と従業員500人以上の非上場企業にアンケート調査を行ったところ、環境会計を既に導入していると回答した企業が23.6%。『導入を検討している』と回答した企業が13.8%となっている。

問題5 答え③

解説: 環境ラベルの一般原則を定めた規格がISO14020。